

(仮称) 多度御衣野南部工業団地開発事業に係る簡易的環境影響評価書 に対する三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 準対象事業実施区域の周辺には住宅地があることから、地域住民とのコミュニケーションを十分に図り、住民意見を踏まえた環境保全措置の適切な実施等、生活環境に配慮した上で事業を実施すること。
- 2 今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した措置報告書を作成すること。また、環境保全措置の検討に当たっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 3 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置をとること、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。

(個別的事項)

1 大気質

工事の実施に伴う関係車両により、事業実施区域外への粉じんの飛散が懸念される。このことから、タイヤ洗浄や出入り口付近の道路清掃等の適切な環境保全措置を実施すること。

2 騒音及び振動

工事の実施及び施設の供用に伴う周辺道路の交通量の増加や渋滞により、騒音及び振動が増大するおそれがあることから、事業の実施に当たっては、地域住民の生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。

3 水質

(1) 工事期間中の濁水による下流河川への影響については、定性的な予測が行われているが、最大降水量に基づいた浮遊物質の予測を検討すること。また、工事の実施に当たっては、沈砂池等を適切に管理するとともに、濁水の流出の懸念がある場合は、追加の環境保全措置を検討すること。

(2) 誘致予定の熱金属加工業において、金属由来の有害物質や洗浄後の廃液が流出することのないよう、適切な管理を行うこと。

4 地形及び地質、土壌

(1) 準対象事業実施区域は、過去に土砂採取が行われた後に、外部から土砂が搬入された土地であり、造成による盛土量が多いことに加え、全域が砂防指定地、一部

が土砂災害特別警戒区域等に指定されている。このことから、土地の安定性への影響が懸念されるため、土砂採取後から現在までの盛土量を考慮したうえで、事業実施に係る土地の安定性について予測及び評価を行うこと。なお、事業の実施に当たっては、法面の崩壊等が発生しないよう留意し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

(2) 準対象事業実施区域では、過去に不適切な土砂搬入が行われていたことから、今後、工事を実施するに当たっては、土壤環境に影響を及ぼすことがないように、各種法令の基準に適合した工事計画とすること。

(3) 準対象事業実施区域の表層地質は鮮新世後期のものであることから、工事の実施によりアケボノゾウ等の重要な化石が発見された場合は、必要な保全措置を実施すること。

5 陸生動物

(1) 準対象事業実施区域内で確認されたコチドリ及びイカルチドリに対する繁殖活動の保全について、工事着手前の調査を確実に実施するとともに、営巣場所の保護等の環境保全措置を徹底すること。

(2) 準対象事業実施区域内において、工事の実施までに新たに重要種が確認された場合は、生息環境の保全について検討すること。

6 陸生植物

土地利用計画平面図に記載されている広場において植栽を行う場合は、近隣に自生している樹木の移植や造成森林との連続性の確保により、地域の生態系の保全に資するような環境の整備を検討すること。